



# 鳥取県公報

平成 19 年 3 月 30 日 (金)  
号外第 65 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 選 管 告 示	鳥取県議会議員一般選挙の実施 (39) . . . . . 3 鳥取県議会議員一般選挙における選挙長等の選任 (40) . . . . . 3 鳥取県議会議員一般選挙における選挙長が事務を行う場所 (41) . . . . . 4 鳥取県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式 (42) . . . . . 4 鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒等に押すべき印 (43) . . . . . 5 鳥取県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等 (44) . . . . . 6 鳥取県議会議員一般選挙における選挙会の場所等 (45) . . . . . 6 鳥取県議会議員一般選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない旨の告示 (46) . . . . . 7
◇ 鳥取県議会議員 一般選挙鳥取市 選挙区選挙長告 示	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) . . . . . 7
◇ 鳥取県議会議員 一般選挙米子市 選挙区選挙長告 示	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) . . . . . 7
◇ 鳥取県議会議員 一般選挙倉吉市 選挙区選挙長告 示	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) . . . . . 8
◇ 鳥取県議会議員 一般選挙境港市 選挙区選挙長告 示	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) . . . . . 8
◇ 鳥取県議会議員 一般選挙岩美郡 選挙区選挙長告 示	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) . . . . . 8
◇ 鳥取県議会議員 一般選挙八頭郡 選挙区選挙長告 示	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) . . . . . 9
◇ 鳥取県議会議員	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者

一般選挙東伯郡 選挙区選挙長告 示	が10人を超えるとき等のくじを行う場所等（1）・・・・・・・・・・ 9
◇ 鳥取県議会議員 一般選挙西伯郡 選挙区選挙長告 示	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等（1）・・・・・・・・・・ 9
◇ 鳥取県議会議員 一般選挙日野郡 選挙区選挙長告 示	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等（1）・・・・・・・・・・ 10

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 39 号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成18年法律第107号）第 1 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県議会議員の任期満了による選挙を平成19年 4 月 8 日に行うので、同法第 2 条の規定により告示する。

なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

選 挙 区	選 挙 す べ き 議 員 の 数
鳥 取 市	13 人
米 子 市	9 人
倉 吉 市	3 人
境 港 市	2 人
岩 美 郡	1 人
八 頭 郡	2 人
東 伯 郡	4 人
西 伯 郡	3 人
日 野 郡	1 人

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 40 号

平成19年 4 月 8 日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第 3 項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第 1 項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

選挙区	選 挙 長		選 挙 長 の 職 務 代 理 者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
鳥取市	鳥取市桶屋町54	濱田三代子	鳥取市大覚寺150-52	山根 誠吾
米子市	米子市博労町二丁目151-1	田中 俊長	米子市淀江町高井谷20	森田 辰男
倉吉市	倉吉市福富329	永江 重昭	倉吉市秋喜622-1	小谷 義博
境港市	境港市渡町2654-1	築谷 和夫	境港市上道町2174	清水 寿夫
岩美郡	鳥取市永楽温泉町555-4	古賀 裕子	岩美郡岩美町大字本庄295-1	岡田 康男
八頭郡	八頭郡八頭町才代326	中村 碩男	鳥取市立川町五丁目114-1	内田 克彦
東伯郡	東伯郡湯梨浜町大字上橋津32-7	堀内 幸子	東伯郡湯梨浜町大字上浅津 566-1	磯江 俊二
西伯郡	鳥取市吉成169-3	橋本 修	東伯郡北栄町松神 894-2	杉本 新二

日野郡	米子市赤井手232	藤井 路久	米子市両三柳 4568-131	村上 衡
-----	-----------	-------	-----------------	------

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 41 号

平成19年 4 月 8 日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

#### 1 平成19年 3 月30日

選挙区	場 所	
鳥取市	鳥取市西町二丁目311	鳥取市福祉文化会館 2階会議室
米子市	米子市中町 8	米子市立図書館 大会議室
倉吉市	倉吉市葵町717- 3	鳥取県倉吉老人福祉センター 大会議室
境港市	境港市上道町3000	境港市民会館 第 1 会議室
岩美郡	岩美郡岩美町大字浦富675- 1	岩美町役場 大会議室
八頭郡	八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭総合事務所 第 1 会議室
東伯郡	倉吉市東巖城町 2	鳥取県中部総合事務所 講堂
西伯郡	米子市糺町一丁目 160	鳥取県西部総合事務所 講堂
日野郡	日野郡日野町根雨 140- 1	鳥取県日野総合事務所 大会議室

#### 2 平成19年 3 月31日以降

選挙区	場 所	
鳥取市	鳥取市西町二丁目311	鳥取市福祉文化会館
米子市	米子市加茂町一丁目 1	米子市役所
倉吉市	倉吉市葵町722	倉吉市役所
境港市	境港市上道町3426	境港市役所
岩美郡	岩美郡岩美町大字浦富675- 1	岩美町役場
八頭郡	八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭総合事務所
東伯郡	倉吉市東巖城町 2	鳥取県中部総合事務所
西伯郡	米子市糺町一丁目 160	鳥取県西部総合事務所
日野郡	日野郡日野町根雨 140- 1	鳥取県日野総合事務所

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 42 号

平成19年 4 月 8 日執行の鳥取県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

候補者氏名 <small>こうほしや しめい</small>		鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印
平成十九年執行 鳥取県議会議員一般選挙投票		
<p>○ 注 意</p> <p>1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>		

備 考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

点字投票 <small>てんじとうひょう</small>		鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印
平成十九年執行 鳥取県議会議員一般選挙投票		
<p>○ 注 意</p> <p>1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>		

備 考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第43号

平成19年4月8日執行の鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成19年3月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

**鳥取県選挙管理委員会告示第44号**

平成19年4月8日執行の鳥取県議会議員一般選挙における鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成15年鳥取県条例第67号）第4条第2項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成16年鳥取県選挙管理委員会規則第1号）第6条の規定により告示する。

平成19年3月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

選挙区	日 時	場 所
鳥取市	平成19年3月30日 午後5時10分	鳥取市西町二丁目311 鳥取市選挙管理委員会事務局
米子市	〃	米子市中町8 米子市立図書館 大会議室
倉吉市	〃	倉吉市葵町722 倉吉市選挙管理委員会事務局
境港市	〃	境港市上道町3426 境港市選挙管理委員会事務局
岩美郡	〃	岩美郡岩美町大字浦富675-1 岩美町選挙管理委員会事務局
八頭郡	〃	八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭総合事務所 第1会議室
東伯郡	〃	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所 講堂
西伯郡	〃	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 講堂
日野郡	〃	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所 大会議室

**鳥取県選挙管理委員会告示第45号**

平成19年4月8日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成19年3月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

選挙区	場 所	日 時
鳥取市	鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館	平成19年4月11日 午後1時30分
米子市	米子市加茂町一丁目1 米子市役所	〃
倉吉市	倉吉市葵町722 倉吉市役所	〃
境港市	境港市上道町3426 境港市役所	〃
岩美郡	岩美郡岩美町大字浦富675-1 岩美町役場	〃

八頭郡	八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭総合事務所	〃
東伯郡	倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所	〃
西伯郡	米子市糺町一丁目160	鳥取県西部総合事務所	〃
日野郡	日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所	〃

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第46号

平成19年4月8日執行の鳥取県議会議員一般選挙において鳥取市選挙区、米子市選挙区、倉吉市選挙区、境港市選挙区及び岩美郡選挙区については、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないこととしたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第2項の規定により告示する。

平成19年3月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

## 鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示

#### 鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成19年3月30日

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長 濱 田 三 代 子

- 1 場 所 鳥取市西町二丁目311 鳥取市選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 平成19年4月5日 午後5時10分

## 鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示

#### 鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成19年3月30日

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長 田 中 俊 長

- 1 場 所 米子市加茂町一丁目1 米子市選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 平成19年4月5日 午後5時10分

## 鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示

### 鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成19年3月30日

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長 永 江 重 昭

- 1 場 所 倉吉市葵町722 倉吉市選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 平成19年4月5日 午後5時10分

## 鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示

### 鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成19年3月30日

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長 築 谷 和 夫

- 1 場 所 境港市上道町3426 境港市選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 平成19年4月5日 午後5時10分

## 鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示

### 鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成19年3月30日

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長 古 賀 裕 子

- 1 場 所 岩美郡岩美町大字浦富675-1 岩美町選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 平成19年4月5日 午後5時10分



## 鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示

### 鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成19年3月30日

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長 中 村 碩 男

- 1 場 所 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭総合事務所 第1会議室
- 2 日 時 平成19年4月5日 午後5時10分

## 鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示

### 鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成19年3月30日

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長 堀 内 幸 子

- 1 場 所 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所 第202会議室
- 2 日 時 平成19年4月5日 午後5時10分

## 鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示

### 鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成19年3月30日

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長 橋 本 修

- 1 場 所 米子市栲町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 第2会議室
- 2 日 時 平成19年4月5日 午後5時10分

## 鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長告示

### 鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成19年3月30日

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長 藤 井 路 久

- 1 場 所 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所 第2会議室
- 2 日 時 平成19年4月5日 午後5時10分